

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人（一審原告） X 5 1 ほか

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2021年2月9日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲222	福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描	写 H23.3.25	近藤駿介	<p>2011年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所について、地震発生から2週間後に、政府内で近藤駿介氏が福島第一原発で不測の事態に至る恐れがないとはいえないという報告を行った事実及びその報告内容。</p> <p>近藤氏が、事故の進展によっては、強制移転をもとめるべき地域が170キロメートル以遠に発生したり、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250キロメートル以遠にも発生する可能性がある」と指摘していた事実。</p>	